

【選挙公営の手引き ～選挙運動用自動車の使用～】

燃料供給業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。
公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者が、宮古市に対して行います。
なお、契約した候補者が、立候補に係る供託物を没収された場合は、全額、候補者の負担となります。

※ 公費負担の請求ができるのは、選管が交付した自動車燃料確認書に記載されている給油分に限られます。

1 公費負担の上限金額

1日当たり7,700円×選挙運動をした日数（有投票：6月15日～6月21日
までの7日間、無投票：6月15日の1日限り） ※ 最大53,900円

2 選挙公営の流れ

- (1) 通常、立候補届出書類の事前審査前に、候補者と書面によって契約を行います。
（契約書は、記載例の内容の必要事項が全て含まれていれば、事業者が通常使用している様式でも構いません。）
- (2) 選挙期間中に選挙運動用自動車に給油をした際には、必ず候補者に給油伝票（給油した日付、供給量、単価、代金、ナンバープレートの番号が記載されているもの）を交付してください。
- (3) 選挙後に、候補者から選挙期間中の自動車燃料代確認書、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）及び給油伝票の写しが交付されますので、金額を確認します。
- (4) 選挙後に、①請求書、②請求内訳書、③自動車燃料代確認書、④選挙運動用自動車使用証明書（燃料）、⑤給油伝票の写しを、記載例を参考に必要箇所を記載し、宮古市選挙管理委員会に提出します。

※ 提出期限 6月27日（金）

- ① 請求書
選管が確認した数量及び金額（確認書に記載）全部を請求してください。また、指定の口座に支払いますので、必ず口座情報を記載してください。
- ② 請求内訳書
販売金額と基準限度額を比較して少ない方を請求金額としてください。
- ③ 自動車燃料代確認書 ※ 候補者が事業者に交付します。
- ④ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料） ※ 候補者が事業者に交付します。
- ⑤ 給油伝票の写し ※ 候補者が事業者に交付します。
給油した日付、供給量、単価、代金、ナンバープレートの番号が記載されているものを提出してください。
- (5) 宮古市に請求した金額以外の費用は、候補者に請求してください。
- (6) 宮古市からの費用の支払いは、書類審査等により相当の日数（請求書の提出から概ね3～4週間）を要します。提出順に処理をいたします。ご容赦の程お願いします。

お問い合わせ 宮古市選挙管理委員会事務局
電話 0193-68-9123
FAX 0193-63-9125

様式第7号（第6条関係）
（その1）

請求書の提出日を記入してください。提出は選挙期日の翌日以降、選挙期日5日後までに行ってください。

令和7年 6 月 25 日

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

宮古市長 様

会社印ではなく、代表取締役印を使用してください。

住 所 宮古市〇〇町〇番〇号
氏名又は名称及び法人に 〇〇〇〇石油（株）
あってはその代表者氏名 代表取締役 △△△△

〇〇〇〇
石油（株）
代表取締役印

宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 29,295 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年6月22日執行 宮古市長選挙
- 4 候補者の氏名 甲 山 乙 夫
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

候補者氏名は忘れずに記入してください。（選挙運動用自動車使用証明書の氏名のとおり）

口座情報は省略せず記入してください。

金 融 機 関 名	〇〇銀行	本・支店名	△△支店
預 金 種 別	普通	口 座 番 号	1234567
ふ り が な	〇〇〇〇せきゆ（かぶ） だいひょうとりしまりやく △△△△		
口 座 名	〇〇〇〇石油（株） 代表取締役 △△△△		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第7号（第6条関係）

（その1）

（別紙請求内訳書 その3（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の契約における燃料代））

請 求 内 訳 書
（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名は忘れずに記入してください。
（選挙運動用自動車使用証明書のとおり）

候補者氏名 **甲 山 乙 夫**

燃料代

販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額（A）	基準限度額（B）	請求金額	備 考
令和7年6月 17 日	岩手 505 わ 1234	135 円× 45 L = 6,075 円			
令和7年6月 18 日	〃	135 円× 44 L = 5,940 円			
令和7年6月 19 日	〃	135 円× 48 L = 6,480 円			
令和7年6月 20 日	〃	135 円× 45 L = 6,075 円			
令和7年6月 21 日	〃	135 円× 35 L = 4,725 円			
令和7年6月 日	以 下 余 白	円× L = 円			
令和7年6月 日		円× L = 円			
計		29,295円	29,295 円	29,295 円	

備考

確認書に記載されている確認金額を記入し

てください。

額の合計を記載してください。

2 「請求金額」欄には、**Aの合計**欄又は**Bの合計**欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(A)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

※ 候補者の「自動車燃料代確認申請書」に基づいて、選管が候補者に交付するものです。

様式第3号（第3条関係）
（その1）

確認番号5－1号

自動車燃料代確認書

宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定に基づき、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和7年 6 月〇〇日

宮古市選挙管理委員会

委員長 〇〇 〇〇

印

記

- 1 令和7年6月22日執行 宮古市長選挙
- 2 候補者の氏名 甲山 乙夫
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

岩手505 わ 1234
- 4 確認金額 29,295 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに、当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することはできません。

様式第4号（第5条関係）
（その2）

署名（自署）の場合は、押印不要。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和7年6月 **24** 日

記名押印または署名（自署）。

令和7年6月22日執行 宮古市長選挙

候補者 **甲 山 乙 夫**



届出日を記入してください。
（確認書を添えて提出）

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		宮古市〇〇町〇番〇号 〇〇〇〇石油（株）代表取締役 △△△△		
燃料供給年月日	燃料の給油を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和7年 6月 19 日	岩手 505 わ 1234	45 リットル	6,075 円	単価 135 円、5-1
令和7年 6月 18 日	〃	44 リットル	5,940 円	〃
令和7年 6月 19 日	〃	48 リットル	6,480 円	〃
令和7年 6月 20 日	〃	45 リットル	6,075 円	〃
令和7年 6月 21 日	〃	35 リットル	4,725 円	〃
令和7年 6月 日	以下余白	リットル	円	
令和7年 6月 日		リットル	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者から給油を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載した燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、燃料供給年月日、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下に同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 「備考」欄に、燃料単価を記載してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額です。

すべての燃料供給金額の合計は、
7,700 円×7 日間=53,900 円が上限
額となります。

給を受けた日付、
（令第7号）第13
昭和26年運輸省
下のアラビア数字、

備考欄には単価を記入してください。また、確認書左上の確認番号も記入してください。

選挙運動用自動車の使用
自動車燃料の供給（燃料代）
契約書作成例

選挙運動用自動車燃料売買契約書

宮古市長選挙候補者 甲 山 乙 夫（以下「甲」という。）と、

〇〇〇〇石油（株）代表取締役 △△△△（以下「乙」という。）とは、選挙運動に使用する自動車の燃料の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 この契約によって燃料の供給を受ける選挙運動用自動車は次のとおりとする。

- (1) 車 種 日産 ノート
- (2) 自動車登録番号又は車両番号 岩手 505 わ 1234

第2 甲が乙から購入する燃料の種類、売買単価及び見込数量は、次のとおりとする。

- (1) 燃料の種類 レギュラーガソリン
- (2) 売買単価 1 リットル当たり 金135 円 00銭（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (3) 見込数量 200 リットル

（燃料供給見込代金 金135円 0 銭 × 200リットル = 金27,000 円）

第3 契約期間は、令和 7 年 6 月 15 日から令和 7 年 6 月 21 日までとする。

第4 乙は、契約期間が終了した後に、この契約に係る燃料代金を甲に請求するものとする。ただし、甲が、宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成28年宮古市条例第6号）（以下「宮古市選挙公営条例」という。）の規定に従い、手続きを行う場合は、公職選挙法第93条第1項の規定により、甲の供託物が市に帰属することとならない場合に限り、宮古市選挙公営条例に規定される金額を宮古市長に請求し、その残金を甲に請求するものとする。

第5 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日

選挙運動期間内（告示日から選挙期日の前日まで）で
契約してください

甲 宮古市新川町1番1号

甲 山 乙 夫

甲
山

乙 宮古市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇石油（株）

〇〇〇〇

石油(株)

代表取締役 △△△△

代表取締役印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）